

初めて求人を出された事業主の方へ

事業主の皆様へ

働く皆さんのために、 労働保険には必ず加入しましょう。

「労働保険」とは、**労災保険（労働者災害補償保険）**と**雇用保険**を総称したものです。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の加入義務の有無などをご確認の上、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

労災保険



労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険



労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

加入義務のある事業場

次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。

正社員、パート、アルバイト等の名称や雇用形態に関わらず、労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

労働者とは、職業の種類に関わらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

☂ **労災保険**は、短時間労働者を含むすべての労働者が対象となります。

☂ **雇用保険**は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

労働保険に加入していないと・・・

- 1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。

厚生労働省が委託した労働保険未手続事業一掃推進員が説明に伺う事があります！

労働保険制度においては、原則として労働者を一人でも雇用する事業主は、すべて労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

しかしながら、未加入事業場が存在している実情にあり、これら未加入事業場の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上等の観点から重要となります。

このため、厚生労働省は、労働保険(労災保険・雇用保険)の未手続事業場の解消に当たり、「労働保険未手続事業一掃業務」を一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会 に委託して、未手続事業場の解消を図っております。

大阪労働局でも、一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会 大阪支部と連携して、未手続事業場の解消を図っており、労働保険事務組合の労働保険未手続事業一掃推進員が個別に訪問して、労働保険の加入確認及び制度説明の件について、ご連絡させていただくことがあります。

※参照してください(大阪労働局HP)

★労働保険事務組合とは

労働保険事務組合制度 大阪労働局 × 検 索

※検索ボックスへ上のように入力してください。



★労働保険未手続事業一掃推進員とは

労働保険未手続事業一掃推進員とは 大阪労働局 × 検 索

※検索ボックスへ上のように入力してください。



○労働保険未手続事業一掃業務に関するお問合せ先
大阪労働局 総務部 労働保険適用・事務組合課(労働保険未手続事業場担当)
TEL (06)4790-6350

○労働保険未手続事業一掃推進員に係るお問合せ先
一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会 大阪支部
TEL (06)6966-3707